

## 新田自治会機械器具等管理運営規程

### 第1条（趣旨）

この規程は、新田自治会が所有する環境美化活動用機械器具等（以下「機器」という。）の管理・使用に関する必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（使用の目的）

新田自治会区域内の道路、河川や公園等において雑草等の除去および雑木類の伐採等を行うことにより地域資源等の保安全管理を図り、また、空き地等における雑草・雑木類の繁茂状態を解消し、地域防犯力の向上等を目的とする。

更に、機器を貸し出すことにより、新田自治会内外の住民が自主的に地区内の雑草除去や雑木伐採を実施し、清潔かつ安心・安全で良好な生活環境の保全に対する啓蒙を図ることも目的とする。

### 第3条（管理）

機器の管理責任者は自治会長とし、機器の管理方法は次のとおりとする。

- (1) 所在地 上田市上田2052番地1
- (2) 保管場所 新田自治会防災資器材庫

2 機器の貸出しをした場合は、貸出管理台帳に記録する。

### 第4条（使用者および使用料）

機器の主たる使用者は、原則として新田自治会役員、新田自治会員および新田自治会員により構成された各種団体とする。

- 2 前項に規定する個人および団体が使用する場合は、使用料は無料とする。
- 3 自治会長が適当と認めた場合には、1項に規定する使用者以外にも貸し出しできるものとする。なお、この場合の使用料については、次のとおりとする。

機 具 名 称	使 用 料	使用日数上限	備 考
乗用草刈機（エンジン式）	2,000 円/日	2 日	燃料費は使用者負担
充電式ラジコン草刈機	2,000 円/日	2 日	
充電式チェーンソー	1,000 円/日	2 日	
粉碎機（エンジン式）	2,000 円/日	2 日	燃料費は使用者負担

### 第5条（使用申込）

機器を使用する者は、「機械器具等使用許可申請書」（別紙様式）に必要事項を記入し自治会長の許可を受けなければならない。なお、当申請書は、使用日の2週間前から使用日の前々日までに自治会事務局まで提出するものとする。

## 第6条（使用許可）

自治会長は前条の申請書の提出があった場合、これを審査し、適当と認めるときは、その使用を許可し使用者に貸し出すものとする。

## 第7条（使用者の遵守事項）

使用者は、管理者の注意義務を負い盗難防止に留意し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 安全に関する注意事項を守り安全に十分注意すること。また、事故防止および安全対策として必ず複数名にて作業を実施する。
- (3) 他に転貸しないこと。
- (4) 営利目的に使用しないこと。

## 第8条（貸し出しの取消）

自治会長は貸し出した機器を自治会が緊急に使用する必要が生じた時、又は使用者が前条の規定に違反したときは機器の貸し出しを取り消し返却させることができる。

## 第9条（費用負担）

エンジン式機器の使用に伴う燃料費は、原則として使用者の負担とする。機器は燃料を補充した状態で貸出すものとし、使用者は燃料補充のうえ貸出時の状態にして返却するものとする。ただし、自治会長が適当と認められた場合は、自治会がその燃料費を負担する。

## 第10条（使用者の責務）

使用者は、機器を慎重かつ丁寧に取り扱いなければならない。

- 2 使用者は、故意または過失により機器に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、自治会長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を免除することができる。
- 3 使用者は、前項に規定する損害が生じたときは、速やかに新田自治会事務局に届け出なければならない。

## 第11条（事故の責任）

使用者が機器を使用するにあたり使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が生じた場合は、自らの責任においてこれを解決するものとし、自治会は当該事故による損害賠償の責めを負わないものとする。

## 第12条（その他）

この規程に定めのない事項は、自治会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。